

愛媛県「核燃料税」の新設（更新）について

1. 新設（更新）の理由 [愛媛県協議書抜粋]

本県では、昭和54年1月に法定外普通税として核燃料税を創設し、安全対策及び防災対策をはじめ、生業安定対策や民生安定対策の諸施策の財政需要に対応してきたところですが、財政需要と核燃料税収の乖離は依然発生している状況であり、原子力発電所周辺の地域住民の理解と協力を得るための対応を今後も継続して実施できるよう、安定的な財源を確保することが重要な課題となっています。

こうしたことから、令和6年1月15日までが適用期限となっている現行の核燃料条例について、適用期間を5年間として更新することとし、出力割の税率を現行の8.5%相当から9.5%相当に、核燃料物質重量割の税率を現行の500円から600円に引き上げ、県民の安全・安心と原子力発電所とその立地地域の「共生」に係る財政需要に対処することが適切と考え、地方税法第259条第1項の規定に基づき、総務大臣に法定外普通税新設を協議するものです。

2. 概要 [愛媛県協議書より]

課税団体	愛媛県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③核燃料物質重量割：発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③核燃料物質重量割：使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：59,000円／千kW／課税期間3か月 （廃止措置計画の認可を受け、廃止措置中のものは29,500円／千kW／課税期間3か月） ③核燃料物質重量割：600円／kg
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）2,047百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.1百万円
課税を行う期間	5年間（令和6年1月16日～令和11年1月15日）

3. 同意要件との関係

愛媛県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

発電事業に関連する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回更新を予定している愛媛県核燃料税（以下「本税」という。）の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」、「発電用原子炉の熱出力」及び「使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」であり、一方、電源開発促進税の課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。

核燃料に対する税としては、愛媛県伊方町が「使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」を課税標準として使用済核燃料税を課しており、同税とは一部の課税標準を同じくしているが、特定納税義務者である四国電力(株)は、令和4年度の年間売上（連結）が8,332億円であり、一方、本税による負担は約20億円／年（伊方町使用済核燃料税による負担は約4.1億円／年）であることから、著しく過重となるとはいえないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、愛媛県の試算によると、一般的な家庭1世帯当たり約17.8円／月程度と見込まれ、今回の税更新によって、住民の負担が著しく過重となるとはいえないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえ、ず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

愛媛県は原子力発電所立地県として、本税の税収も活用しつつ、消防防災ヘリコプター運営、広域災害・救急等医療情報システム運営、非常緊急用道路整備など、原子力安全対策を講じている。

したがって、本税は、安全性の確保や地域との共生を図るとする国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。